

下線をクリックすると
該当するページへ移動します

平成27年第4回定例会
新冠町議会会議録
第1日（平成27年12月15日）

◎議事日程（第1日）

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告 <u>《町長》</u> <u>1. し尿処理手数料の改正について</u> <u>2. 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給結果について</u> <u>3. JR日高線の復旧に向けた取組等について</u> <u>4. 高規格幹線道路 日高自動車道「厚賀静内道路」について</u> <u>5. 独身農業者の婚活イベント開催結果について</u> <u>6. 平成27年度一次産業の概況について</u> <u>7. 国保診療所の無床化について</u> <u>《教育長》</u> <u>1. 教育委員の活動について</u> <u>2. 学校教育の推進について</u> <u>3. 新冠町立認定こども園ド・レ・ミの教育・保育について</u> <u>4. 社会教育の推進について</u>
日程第 5	同意第 6号	<u>新冠町公平委員会委員の選任について</u>
日程第 6	同意第 7号	<u>新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について</u>
日程第 7	報告第10号	例月出納検査等の結果報告について
日程第 8	認定第 1号	<u>平成26年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について</u>
日程第 9	認定第 2号	平成26年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	認定第 3号	平成26年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	認定第 4号	平成26年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
日程第12	認定第 5号	平成26年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

- 算認定について
- 日程第13 認定第6号 平成26年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第7号 平成26年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第44号 [新冠町個人情報保護条例の一部を改正する条例について](#)
- 日程第16 議案第45号 [新冠町行政不服審査会条例の制定について](#)
- 日程第17 議案第46号 [新冠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について](#)
- 日程第18 議案第47号 [新冠町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について](#)
- 日程第19 議案第48号 [新冠町税条例及び新冠町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について](#)
- 日程第20 議案第49号 [新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例及び新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例について](#)
- 日程第21 議案第50号 [財産の無償貸付について](#)
- 日程第22 議案第51号 [平成27年度新冠町一般会計補正予算（提案説明のみ、以下同）](#)
- 日程第23 議案第52号 平成27年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第24 議案第53号 平成27年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第25 議案第54号 平成27年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
- 日程第26 議案第55号 平成27年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第27 議案第56号 平成27年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
- 日程第28 議案第57号 平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

閉議宣告

◎出席議員（12名）

1番 竹中進一君	2番 堤俊昭君
3番 氏家良美君	4番 但野裕之君
5番 武田修一君	6番 須崎栄子君
7番 椎名徳次君	8番 秋山三津男君
9番 武藤勝圀君	10番 長浜謙太郎君
11番 鳴海修司君	12番 芳住革二君

◎出席説明員

町長	小竹國昭君
副町長	中村修二君
教育長	杉本貢君
会計管理者	小笠原広明君
総務課長	中村義弘君
町民生活課長	佐渡健能君
保健福祉課長	堤秀文君
建設水道課長	坂東桂治君
産業課長兼農業委員会事務局長	島田和義君
企画課長	佐藤正秀君
教育委員会管理課長	工藤匡君
教育委員会社会教育課長	山本政嗣君
診療所事務長	坂本隆二君
特別養護老人ホーム所長	山下利幸君
総務課総括主幹	新宮信幸君
保健福祉課総括主幹	鷹觜寧君
町民生活課総括主幹	山谷貴君
建設水道課総括主幹	関口英一君
建設水道課総括主幹	本間浩之君
産業課総括主幹	坂本博君
教育委員会社会教育課総括主幹	湊昌行君
農業委員会事務局次長	長谷川誠君
収納対策本部次長	田村一晃君
税務課総括主幹	杉山結城君
代表監査委員	岬長敏君

◎議会事務局

議会事務局長	原田和人君
議会事務局係長	曾我和久君

（開会 10時00分）

○議長（芳住革二君） 皆さん、おはようございます。

◎開会宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成27年第4回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番武藤 勝因議員、10番長浜謙太郎議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（芳住革二君） 日程第2 会期の決定 を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの7日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月21日までの7日間と決定いたしました。お諮りいたします。議案等調査のため12月16日・17日及び12月19日・20日を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、12月16日・17日及び12月19日・20日を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第3 諸般の報告 を行います。町長からお手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。次に、第3回定例会において可決された「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」他2件は、関係機関に提出しておきましたので、ご了承願います。次に、広域連合議会並びに一部事務組合議会の開催状況については、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。次に、閉会中の諸行事の出席状況は、お手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会の説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。次に、第3回定例会において可決された議員の派遣結果については、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（芳住革二君） 日程第4 行政報告 を行います。議案の審議に先立ち、町長及び教育長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 本日、平成27年第4回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。議長さんから発言の許可をいただきましたので、平成27年第3回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。

はじめに「し尿処理手数料の改正について」ご報告申し上げます。し尿処理手数料につきましては、し尿汲取りに要する運搬費、人件費等の委託料原価を総し尿処理量で割り返すことで10リットル当たりのし尿処理手数料としてございます。近年における材料費等の高騰、及び人件費の増加といった委託料原価の上昇を踏まえ、日高中部衛生施設組合において見直しを行った結果、これまでの10リットル当たり67円のし尿処理手数料を10リットル当たり76円とする改正が必要と判断されたところでございます。し尿処理手数料は、日高中部衛生施設組合し尿処理条例第5条において定められており、当該規定は9月25日に開催されました第3回日高中部衛生施設組合定例会において可決され、平成28年1月1日より施行されることになりましたので、ご報告申し上げます。

次に「臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給結果について」申し上げます。消費税率の引き上げによる低所得者及び子育て世帯に与える負担の影響を鑑み、適切な配慮を行うため「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の二つの給付制度が消費税率8%への引き上げに際し昨年創設されました。両制度につきましては、消費税率が10%に再度引き上げられるまでの暫定的・臨時的な措置とされていましたが、再引き上げの時期が平成29年4月に見送られたことから今年度においても両制度に基づく給付金の支給が行われましたので、結果についてご報告申し上げます。今年度の実施に当たっては、臨時福祉給付金においては給付額を昨年よりも4千円の減額となる6千円、子育て世帯臨時特例給付金においては給付額を7千円の減額となる3千円の支給額をもって実施されました。両給付金は、対象者による申請に基づき支給されるため、申請に漏れが生じることのないよう対象世帯等に対し、申請書を直接郵送することで給付対象者への周知を徹底したところでございます。申請受付に当たっては、7月1日から役場内に専用窓口を設置したほか7月8日から16日までの間において7日間、町内14施設で移動窓口

を開設し、円滑な申請受付に努めたほか、4カ月の申請受付期間においては、申請を促すため民生委員・児童委員及び社会福祉協議会に対し申請の呼びかけについて協力依頼をしたほか個別に勧奨通知及び電話連絡を行うなど一人でも多くの方への給付につながるよう努めたところでございます。支給結果ですが、臨時福祉給付金は、給付対象者1297人に対し、1185の方が受給し、給付総額は711万円、給付率は91.3%となりました。また子育て世帯臨時特例給付金は、給付対象者714人に対し、698の方が受給し、給付総額209万4千円、給付率は97.7%の実績となっています。昨年実績との比較では、臨時福祉給付金で0.6%の減、子育て世帯臨時特例給付金で2.1%の減となっておりますが、これは申請の勧奨にもかかわらず未申請で終わった方または受給を辞退した方があったことによります。以上、当町における臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給結果につきましての行政報告とします。

次に「JR日高線の復旧に向けた取組等について」申し上げます。本年1月の低気圧による高波の影響で線路脇の盛り土流出により、運休が続いているJR日高線の鶴川～様似間（116キロ）について、去る9月の第3回定例会で報告した以降の復旧に向けた取組等について、ご報告申し上げます。1点目に、9月11日～12日にかけて台風17号の影響に伴う高波により、新たに豊郷・清島間及び厚賀・大狩部間の2箇所被害が発生したことについて、9月25日にJRの担当者が来庁し、報告と応急処置について説明を受けました。豊郷・清島間では、海岸浸食防止のための鋼矢板が倒壊し、約80mにわたり路盤が流失。また、厚賀・大狩部間では、護岸壁が倒壊し約50mにわたり路盤が流出したというものです。これらの応急処置について、厚賀・大狩部間ではコンクリートブロック及び大型土のうが配置されましたが、本応急処置では土砂流出による漁業被害が懸念されましたので、更なる対策を求めたところです。また、豊郷・清島間については、対策を検討中ということでありました。その後、10月9日に被災箇所の当面の対策として、豊郷・清島間においては、鋼矢板開口部への消波ブロック及び大型土のうを設置すること、厚賀・大狩部間においては、消波ブロックの設置と大型土のう等による仮防波堤を構築するとの報告を受け、工期は約2週間で既に作業を終えております。2点目に、9月の被災箇所の復旧費を含まない、日高線厚賀・大狩部間の災害対策実施設計の結果について、10月9日にJRの担当者が来庁し説明を受けました。護岸の調査を海側から実施した結果、消波ブロックの増設や新たな護岸の破損が確認されたこと、斜面对策では落石防護網の必要範囲を精査し、対策範囲が広がったことにより、総工事費は当初見積もりより4億円増の30億円となること。また、工期は、線路の一部を取り除いて大型車両等の通路を確保することで、10カ月短縮の最短で3年4カ月で施工可能ということでありました。3点目に、早期復旧に向け、11月16日に日高町村会と日高総合開発期成会でJR北海道に対して、早期全線復旧に関する緊急要望を行いました。この要望では、管内7町と日高振興局でつくる「JR日高線と地域振興に関する検討会議」で取りまとめた、運行再開後の

J R日高線の利用促進に向けた取組についても提出いたしました。利用促進に向けては、住民の皆さんから寄せられたアイデアや意見等も参考に、J R利用者の安定確保の取組、新たなJ R利用者の開拓に向けた取組、J R北海道への要望事項を柱として、管内医療体制や高校教育の充実、定住人口の増加、観光資源の開発等による交流人口の拡大や、利用促進に向けた各種制度の検討、地域ニーズにあったダイヤ編成などを掲げております。

また、11月17日には、道内選出の国会議員並びに国土交通大臣、副大臣、政務官をはじめ、関係官僚に対しまして、早期全線復旧に関する緊急要望を行いました。

復旧に向けて最大の課題である30億円の財源確保については、J R北海道と道、国土交通省北海道運輸局による「J R日高線検討会議」において協議されており、新聞報道によりますとJ R北海道が10億円を負担するという前向きの方針になったと報じられ、議論が大きく前進することを願っているところです。また、12月10日に鉄道会社と地域が一体となって、J R日高線を持続的に維持するための各種取組を検討・推進することを目的として、日高管内7町長及び、J R北海道取締役総合企画本部副本部長、日高振興局長、道総合政策部交通政策局調整担当局長を構成員とする、「J R日高線沿線自治体協議会設置要綱」を定め、昨日の午後3時から当町の役場を会場として、第1回目となる協議会が開催されました。今後は、さきに取りまとめ致しました、「J R日高線の利用促進に関する検討報告書」を基にしながら、J R日高線の持続的運行に向けた取組等につきまして、協議を進めることとなります。本件に関しましては、今後も日高町村会及び日高総合開発期成会を中心として、各町及び関係機関が一丸となって早期復旧、運行再開に向け活動等を進めて参りたいと考えておりますので、議会をはじめ町民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に「高規格幹線道路日高自動車道「厚賀静内道路」について」申し上げます。日高自動車道「厚賀静内道路」につきましては、静内インターチェンジ（仮称）の建設予定地が、平成26年6月に北海道が公表した津波浸水予測図で浸水区域内にあり、大津波発生時には通行不能や幹線道路として機能しなくなる恐れがあることから、「厚賀静内道路（新冠静内間）P I委員会（パブリック・インボルブメント）」を設置し、日高自動車道新冠静内間のルートの計画及び計画検討手順、意見聴取方法にかかる第2回目の委員会が10月14日に開催され、8月から9月にかけて実施された新ひだか、新冠両町全世帯や主要団体などを対象にしたアンケート調査の分析結果などを踏まえ、医療や物流、観光施設等へのアクセスに優れ、津波災害に対応した津波回避ルートにすること、津波回避ルートの整備に当たっては、自然環境や景観への影響、生活環境への影響に配慮することをP I委員会の提言として確認しました。今後は、P I委員会の提言を踏まえ、国において新しい概略ルートの方針が決定されることとなります。なお、新たな津波回避ルートによる当町区域への影響ですが、新冠市街地を通過した西泊津から新ひだか町までの間において、ルートが大きく山側に変更となりますが、まちづくりにおいては特段の支障はないものと考えてお

ります。

次に「独身農業者の婚活イベント開催結果について」申し上げます。独身農業者を対象とした婚活イベント「農業者婚活ツアー in いかづぶ」を本年10月10日から11日にかけて1泊2日の日程で開催いたしましたので、ご報告申し上げます。農業者の高齢化や後継者不足が進展する中、農業生産活動における労働体系は個人での経営や1戸1法人など、その多くが家族を単位とする家族経営体でございますが、将来に亘り持続的な農業基盤を確立し、農業経営を継承、発展させていくためには、担い手である農業青年のパートナーの不在は大きな課題でございます。このことから、町や新冠町農協、農業関係機関で構成し、新規就農者の確保や農業後継者の育成・支援を担う新冠町地域担い手育成総合支援協議会では、独身農業青年のパートナー対策について検討を進めるべく、対象となる独身農業青年の人数の把握や青年の結婚への意欲、婚活の状況など、結婚に関するアンケート調査を昨年度に実施いたしました。この調査は、新冠町農協の調べによる平成26年11月末現在での独身農業青年・後継者37名のうち、25歳から45歳までの男性18名に対して、町及び農協職員が直接面談し、それぞれの意向を確認したものでございますが、青年の結婚への意欲は高く、半数を超える方から婚活イベントの開催要望並びに参加への意思が確認されましたので、実施に向けた検討を進めてきたものでございます。イベント内容の計画にあたりましては、全道各地で婚活イベントをコーディネートされている方のアドバイスを頂きながら、参加男性の積極的な行動力を育み、主体的な取組みとするため、企画・立案の段階から青年達が携わり、6回の検討会とコミュニケーション講座の受講を経て、イベントに臨みました。イベントには独身農業青年12名と道内在住の女性12名及び道外在住の女性1名の計13名の独身女性が参加され、農産物の収穫体験やパークゴルフ、乗馬体験のほか、町内の観光施設を巡り、交流パーティーを通じて懇親を深める内容で実施いたしました。イベントの参加男性はコミュニケーション講座の成果もあり、当町の紹介や自らの農業経営の話を交えながら積極的に会話を盛り上げ、女性をリードする様子が見受けられ、終始和やかな雰囲気の中でイベントを終えることが出来ました。このイベントを通じ、4組のカップルが誕生する結果となり、カップリングに至らなかった方につきましても、現在も連絡を取り合っているとお聞きしており、一定の成果はあったものと認識してございますし、良い報告を期待しているところでございます。来年度以降の事業実施につきましては、今回の事業内容を検証するとともに、対象とする年齢や範囲、年齢に応じた方法など独身男性や婚活コーディネーター、関係団体との意見を頂きながら検討して参りたいと存じます。

次に「平成27年度一次産業の概況について」、新冠町農協及びひだか漁協取り扱いの販売実績によりご報告申し上げます。お手元に配りました資料をご覧頂きたいと存じます。はじめに農産部門ですが、水稻は6月上旬及び下旬の低温による影響が心配されましたが、

8月上旬以降の高温により生育は回復し、日高地方の作柄は「やや良」という結果となりましたが、本町におきましては前年に比較しますと、作付農家数・面積とも減少し、出荷された収量は14トンほど下回る結果となりました。品質につきましては、色彩選別機を活用した丁寧な調整に努められ、製品歩留まりは昨年を3%ほど上回る96%となり、全量が一等米でございまして、販売単価では1俵当たりの仮渡単価が前年から1500円の増額があったこともあり、販売金額は前年を1900万円ほど上回る1億2590万1千円となりました。そ菜につきましては、前年度と比較して全般的に販売単価が上回り、特に主力作物の高値取引や収量増に伴い、総販売額は前年を1億1200万円ほど上回る7億4766万8千円となりました。基幹作物でありますピーマンは、作付農家数・面積とも前年から増加し、収量は9トンほど上回りましたが、反当たりの収量では豊作年であった前年に比較し、400kg下回る作柄でございました。しかしながら、販売単価では、品質の良さが高く評価されたことに加え、農協や生産者らの積極的な市場開拓により安定した相対取引が進み、平年単価を大きく上回る396.6円となり、販売額は前年の販売記録を更に上回る6億3581万4千円となりました。

次に畜産部門でございしますが、まず軽種馬につきましては、11月末現在において、町内生産馬が中央競馬G1レースを2勝するほか各重賞レース、地方競馬においても活躍を見せておりますが、町内生産馬の販売取引につきましては、北海道市場への上場が405頭で、このうち247頭を売却し、売却頭数は前年から13頭の増で、売却率は1.4%の増、売却額では1600万円増の11億984万円となりました。当町では一頭当たり平均売却額が前年を若干下回る結果となりましたが、北海道市場全体では売却率や売却額、1頭当たり平均売却額が全て前年を上回る結果となり、緩やかではありますが軽種馬市場は回復傾向にあります。酪農につきましては、生産乳量がわずかに減少しましたが、kg当たりの乳代が3円上昇したことから、乳代総額では前年を3500万円ほど上回る7億2819万9千円となりました。肉用牛につきましては、主力の黒毛和牛素牛販売では、自家生産したメス牛を繁殖用に保留し、育成する傾向もあり、売却頭数は前年より32頭少ない941頭になったものの、市場への出荷頭数が引き続き不足している状況から取引額は高値で推移し、売却額は前年を6100万円ほど上回る6億634万8千円となりました。肥育牛販売においては、1頭当たり売却単価は増加しておりますが、ヨーネ病や牛白血病など疾病による影響もあり、売却頭数は58頭少なく、売却額は前年を4800万円ほど下回る1億3839万7千円となりました。交雑種においては、素牛は売却頭数が21頭増え、売却額は前年を4900万円ほど上回る2億3256万3千円で、肥育は売却頭数が17頭減り、売却額は前年を600万円ほど下回る914万5千円となりました。次に水産業であります。本年11月末までの魚種別漁獲状況は、主力である秋サケの漁獲量が好調に推移したことにより、全体の漁獲量は前年を198トンほど上回る956トンとなり、漁獲高は前年を7900万円ほど上回る4億5988万1千円となりました。このうち、秋サケにつきましては、回遊性の魚類のため、温暖化による海水温の上昇が回

遊ルートに大きく影響し、近年は不安定な漁獲が続いておりますが、本年度は前年を168トン上回る694トンの漁獲高となり、近年では平成21年度に次ぐ漁獲成績となっております。日高管内全体的に漁獲が多かったことから販売単価は前年を若干下回りましたが、漁獲高では前年を7900万円ほど上回る3億5313万9千円となりました。また、漁家の経営安定を図るために育てる漁業を推進しておりますが、その中核であるタコにつきましては、沖合での空釣り網漁でヨシキリ鮫による被害を受けるなど低調な水揚げでありましたが、沿岸でのタコ函が好調であったため、漁獲量は前年を14トンほど上回る101トンとなりましたが、販売単価が前年から95円低くなった影響から、漁獲高は前年を150万円ほど下回る4888万9千円となりました。コンブにつきましては、天候に恵まれず、前年の操業日数28日を下回る15日となり、漁獲量は前年を3トン下回り、漁獲高も前年を500万円ほど下回る1092万4千円となりました。以上が本年11月末現在の一次産業の概況でございます。

次に「国保診療所の無床化について」申し上げます。現在、国保診療所では、入院病床の無床化に向けた取り組みを進めているところですが、町民の皆様に対し、無床化に至った経緯や今後における診療体制等について説明するため、地域説明会を開催致しましたので、概要を報告します。去る11月24日から26日までの3日間にわたり、レ・コード館をはじめとする、町内の集会施設等、計9箇所の会場において開催しました。一部の参加者からは、もっと早く相談して欲しかったとの声もありましたが、多くの参加者からは、町の財政状況からみて止むを得ないとする声が多く、無床化は容認されているものと感じました。また、将来的な介護の不安から、特別養護老人ホームへの入所に至るまでの在宅介護に対する意見や要望が多く出され、今後の在宅医療や地域連携室のあり方に対する期待が大きいものと受け止めて参りました。次に新ひだか町との医療連携に係る協定の締結についてであります。この度の入院病床の無床化に伴う、入院患者や余剰職員の受入れ、さらには、受入れに係る費用負担の方法等を定めた、新ひだか町と当町の間における協定を12月1日付けで締結し、既に看護師5名が新ひだか町立病院等に採用されたほか、これまで当診療所に入院されていた患者さんにつきましても、本日をもって全ての受入れが完了するはこびとなっております。また、看護師の異動に伴い、夜間・休日における複数看護体制が取れなくなったことから、12月1日からは、夜間・休日における救急・急患の受入れを中止したところですが、これまでのところ、大きな混乱もなく経過しております。いずれにいたしましても、町民の皆様には、ご不便とご迷惑をお掛けしておりますが、今後においても、一次医療機関である町立の診療所として良質な医療を提供するとともに、保健・福祉・介護等との連携を強化し、地域医療に特化した診療所として、予防事業や保健事業に積極的に取り組み、町民皆さんから信頼される診療所運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に今定例会に提案しております案件ですが、人事案件2件、一般議案7件、平成2

7年度各会計補正予算7件を提案することに致しております。それぞれ提案する際に具体的にご説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申しあげまして行政報告とさせていただきます。

○議長（芳住革二君） 町長の行政報告が終わりました。次に、教育長から行政報告を行います。杉本教育長。

○教育長（杉本貢君） 議長より発言の許可をいただきましたので、9月以降の教育行政について報告いたします。はじめに、先般11月28日に開催されました朝日小学校開校100周年記念式典につきましては、議員の皆様をはじめ多くの町民の方々にご支援ご協力を賜り、盛大に開催し成功裏に終了できましたことを、まずもって、朝日小学校創立100周年記念協賛会とともに、この場をお借りしまして、お礼申し上げます。それでは、教育行政について報告いたします。なお、教育委員会の諸事業の報告につきましては、別紙のとおりとさせていただきます、主なものについての説明とさせていただきます。

はじめに、「教育委員の活動について」であります。10月7日から8日にかけて、日高管内教育委員会委員研修会が開催され、石狩市立花川小学校、岩見沢市立明成中学校等の視察研修、文部科学省から職員を講師とした「教育講演会」等行っております。この研修会は管内の教育委員相互の連携を密にし、教育行政に対する理解と研修を深め、教育委員会運営の円滑化を進め、教育行政の充実を図ることを目的に実施しており、花川小学校においては、学校が一つのチームとして一体となり取り組む学力向上について、明成中学校では「確かな学力」が身に付く授業の創造について、教育講演では道徳の「特別の教科化」をめぐる動向について講義を受けております。日高管内における学力の問題は喫緊の課題でありまして、管内が一丸となり課題を共有しながら、課題解決として、先進地視察や情報連携を図りながら向上策を見出す、今後を見据えた充実した研修となり、来年度からの移行期の取組を開始することを再確認いたしました。10月23日には町内の小中学校PTA会長との教育懇談会を開催しまして、先に町広報等でお知らせいたしました全国学力・学習状況調査の結果について、また、課題となっています家庭学習の状況について懇談を持ち、家庭学習の充実を目的に、町PTA連合会の創意工夫と一層の取組の強化についてお願いしたところであります。12月3日には、第2回目となります総合教育会議が開催されまして、委員4名が出席し、児童生徒の状況、教育大綱、教育施設の現状と課題等について町長と協議しております。委員からは、本年度の全国学力学習調査結果から、今後も各学校への環境整備の支援、ご協力について意見が出されておりました。なお、教育大綱につきましては、今年度中に成案化して、来年度からの施行を目指すことが協議されました。

次に学校教育の推進についてであります。まず、「学ぶ意欲と確かな学力の育成について」

ですが、平成27年度の全国学力・学習状況調査結果については、第3回定例会での行政報告、社会文教常任委員会、さらに町広報、教育委員会だよりにおいて広く町民の皆様に周知したところです。本年度はそれに加え北海道教育委員会の「全国学力・学習状況調査北海道版結果報告書」に掲載しホームページにもアップされたところですが、まずは積極的に情報公開することにより町民の方々に子ども達の学力の現状を知っていただき、学校経営や運営に対するご理解と協力をお願いし、教師の指導力向上と家庭学習実施時間の向上を図ることにより、地域、学校、保護者が連携した取り組みこそが学力向上に大きく繋がると考えておりますので、更なるご理解をお願いいたします。

次に、特色ある教育についてです。新冠小学校の3年生が10月にホロシリ乗馬クラブで乗馬体験を行いました。また、日高振興局主催の「馬文化出前教室」で高江地区の牧場を実際に訪れ、サラブレッド生産牧場で馬の生活する厩舎、馬の食事の牧草やえん麦、カルシウム、塩など、馬の装具や手入れブラシなど実物を見て触って牧場で働く人々の一日、馬の一日を学習しました。11月には、学校に牧場の方をお招きし、さらに馬や牧場についての質問を行い、振興局職員からは動画などにより馬文化の歴史などの説明を受け、総合的な学習の時間における調査・研究の学習を深めました。新冠ならではの特色ある教育を進めることが出来、その成果を生き生きと表現した、馬の絵として農水新冠賞作品展に出品することが出来ました。また、朝日小学校3年生も同様にホロシリ乗馬クラブで乗馬体験を行うなど特色ある教育を進めています。

次に「教師の指導力と信頼される学校づくりについて」ですが、10月1日には朝日小学校において、11月26日は新冠小学校においてそれぞれ公開研究会を実施しております。朝日小学校では研究主題を「伝え合い、認め合い、高め合い！共に歩む子どもの育成」～練り合いを深める授業をめざして～といたしまして、5年生の社会科学習を公開し、終了後、協議をしながら指導力向上に向けた研究を深めております。新冠小学校におきましては、研修計画を「自ら学び授業力を高める研修」といたしまして、2年生の算数科学習を公開しその後、授業検討会を行い授業の質の向上を目指した研修会を行っております。両校ともに管内規模の公開研究会は、数年ぶりであり、教師の意識改革と今後の指導力向上につながるものと期待しています。更に今年度の参観日の授業公開においては、平成30年度からの教科化に向けて道徳の授業が、多くの学級で行われたことが特徴的でした。

次に「開かれた学校経営の充実について」であります。9月17日、18日の2日間の日程で新冠中学校の学校祭、10月16日には新冠小学校において学習発表会、10月24日は朝日小学校において100周年記念学芸会が行われました。新冠中学校においては、特に2日目に行われた合唱コンクールでは、各クラス、レ・コード館のホールに響き渡る大きな声量で歌え上げ、聴衆者から大きな声援と拍手をいただいております。新冠小学校においては、日頃からの学習時間の取組における成果発表の場として、内容を精選し、プログラムを重点化した器楽や合唱、劇等を披露し、子ども達の日常からの学習時間への熱心さや教師の情熱が伝わる発表の場となりました。朝日小学校では100周年を記念し

た学芸会として、朝日小学校第2の校歌であります「ゆうきをだしてあるこう」の3番を児童で作詞した歌を、教職員を含む全員で合唱し、また、5・6年生の劇では、劇終了後、6年生に在校生からささげる感謝の言葉があり、感動的で記憶に残る100周年記念学芸会となりました。また、9月16日には、朝日小学校創立100周年記念事業100キロ100人駅伝大会が澄み渡る晴天のもと行われました。現在のおうるの郷、旧東川小学校をスタートし美宇、太陽、若園、明和の旧小学校を巡り、全校児童に加え、保護者や地域住民ら22名が、たすきを繋ぎ見事にゴールいたしました。沿道からは地域の方々から大きな声援をいただき、また、運営には町の新冠町交通安全推進委員会、北海道警察に大きなお力添えをしていただきスムーズに運営することが出来たと聞いております。この事業を通して、統合校6校の児童生徒、保護者、各自治会の方々、卒業生の皆様の心をひとつにして100年をふりかえる良い機会となりました。あらためてご協力していただいた方々に感謝するしだいでございます。

11月には、町内各小中学校において本年度第2回目となります「ふるさと給食」を実施しております。1回目は生産者の方々をお招きして生産の苦労をお聞きし、2回目は町理事者、議員の皆様のご参加をいただき児童生徒と交流、理解を深めていただきました。町内の地場産品を使った給食は児童、生徒に大変好評でありまして、本年度から更に予算を増額していただき、ふるさと新冠の思いを強めるとともに、食に対する考えを更に高める教育効果を得ることが出来ました。

次に、「新冠町立認定こども園ド・レ・ミの教育・保育について」であります。

「教育・保育の質の向上」を図る取組として、11月14日、レ・コード館において、お遊戯会を開催いたしました。今年度は開園5周年を迎えた取り組みとして、ドレミ園歌を地元、ブルーホースのご指導をいただき器楽演奏として取り入れ、また、年長組園児が自ら好きなものをイメージして作った、手作りのファッションショーを行い、大きな声援と拍手をいただき盛大に終了することが出来ました。また、11月18日には高齢者施設訪問として、町内4カ所において、お遊戯会の内容を披露しております。見学している高齢者からは大きな拍手、また、演技に涙する方もおりまして、異世代の交流となる貴重な時間を共有しました。11月26日、27日の2日間の日程で、フリー参観日を行いました。2日間で137名の参加があり、保護者はもとより、議員の皆様をはじめ地域の方々にも多く参加していただき、園の様子、子ども達の活動等を深く理解していただくことが出来ました。10月4日には5周年記念研修会として「続 気になる子への幼児期の関わり方」と題し、北海道教育大学釧路校から教授をお招きして町内各小中学校の教員・様似町立認定こども園の参加のもとで、研修会を行い、実践的で効果のある関わり方について講義を受け、障害児への指導やユニバーサルデザインについて学び、保育教諭の質の向上につながる研修を行うことが出来ました。

次に「社会教育の推進について」申し上げます。昨年度に引き続きまして、本年度も社会教育団体との懇談会を実施しております。懇談会は、少子高齢化が進展する中で、共に町づくりを進める上で日頃、活発に活動されている各団体のみなさんの考えや、運営上の課題などを確認させていただき、官民協働の町づくりのあり方について共に考え、社会教育事業の参考とさせていただくことを目的に実施いたしております。今年度は3団体のみなさんと懇談させていただき、各団体の抱える問題や課題を共有するとともに、社会教育課として対応を要する課題についても確認することが出来ました。定期的に、このような場を設けることで、社会教育の現場に、良い意味での緊張感を与えることが出来ます。何よりも、各団体の皆さんと一体感をもって社会教育事業を推進することは肝要であると考えますので、今後も継続して実施して参りたいと考えております。以上で、第4回定例会に対する教育行政報告と致します。

○議長（芳住革二君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第5 同意第6号 新冠町公平委員会委員の選任について

○議長（芳住革二君） 日程第5 同意第6号 新冠町公平委員会委員の選任について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長（中村修二君） 同意第6号新冠町公平委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。公平委員会委員に次の者を選任したいことから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。同意を求めるときにつきましては、新冠郡新冠町字節婦町 荒木正弘氏でございます。現在の公平委員会委員の竹内則雄氏から平成27年12月31日をもって辞任したい旨の申し出があったことから、後任として選任をいたしたく地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。公平委員会の委員の職務は公平公正な行政を確保するため、地方公務員法の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査するなどの措置を行うことを職務とすることとなっております。任期は4年間でございます。荒木氏は、民間会社や社会福祉法人新冠ほくと園職員として、事務職としての経験も豊富であり、また、公平で能率的な事務処理に理解があり、かつ、行政についての見識を有する方でもあり、公平委員会委員として適任と判断し、選任について同意を求めらるものでございます。提案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（芳住革二君） お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。これより、同意第6号についての採決を行います。お諮りします。同意第6号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

た。

◎日程第6 同意第7号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（芳住革二君） 日程第6 同意第7号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について を議題とします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長（中村修二君） 同意第7号新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。固定資産評価審査委員会委員の眞野康彦氏は平成27年12月23日をもって任期満了となりますので、後任委員に次の者を選任したいことから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めようとするものでございます。同意を求める方は、新冠郡新冠町字里平、佐藤剛氏でございます。佐藤氏は酪農経営を行う傍ら誠実な人柄から自治会役員を務められたほか、現在は新冠町民生委員をはじめ新冠町乳牛検定組合組合長、新冠町地域公共交通活性化協議会委員を務められており、人望も厚く何事にも公平公正な判断が出来る方であることから、固定資産評価審査委員会委員として適任と判断をし、選任について同意を求めようとするものでございます。以上が同意第7号の提案理由でございます。提案どおりご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。これより、同意第7号についての採決を行います。お諮りいたします。同意第7号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。暫時休憩します。再開は11時10分とします。

（休憩 10時54分）

（再開 11時10分）

◎日程第7 報告第10号 例月出納検査等の結果報告について

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第7 報告第10号 例月出納検査等の結果報告について を議題といたします。監査委員より、例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

◎日程第8 認定第1号 平成26年度新冠町一般会計 歳入歳出決算認定について

◎日程第9 認定第2号 平成26年度新冠町簡易水道事業特別会計 歳入歳出

決算認定について

- ◎日程第10 認定第3号 平成26年度新冠町下水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について
- ◎日程第11 認定第4号 平成26年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- ◎日程第12 認定第5号 平成26年度新冠町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について
- ◎日程第13 認定第6号 平成26年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- ◎日程第14 認定第7号 平成26年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計 歳入歳出決算認定について

○議長（芳住革二君） 日程第8 認定第1号 平成26年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第9 認定第2号 平成26年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10 認定第3号 平成26年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11 認定第4号 平成26年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第12 認定第5号 平成26年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13 認定第6号 平成26年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第14 認定第7号 平成26年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上、7件を一括議題といたします。ただいま、議題となりました各会計決算認定は、9月15日招集の第3回定例会において、平成26年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託された議案であります。本件の審査が終わり、お手元に配布のとおり議長に報告書が提出されております。審査結果について、平成26年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。鳴海 修司委員長。

○委員長（鳴海修司君） 平成27年第3回定例会において、本特別委員会に付託された事件の審査結果を新冠町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。なお、審査事件、審査の期間、審査の経過は印刷してお手元に配付のとおりでありますので、報告を省略し、審査の結果及び付した意見を申し上げ報告といたします。審査結果意見、本委員会に付託された事件は審査の結果、認定すべきものと決定したが、次の意見を付す。本町の平成26年度の一般会計決算における経常収支比率は83.7%で、前年度対比3.6%増加となっているが、これは普通交付税が大幅に減額されたことによるものである。厳しさが増す地方の財政運営の中であって、町財政は地方交付税等の依存財源が4分の3以上を占めている現状で、地方交付税の増減が財政状況に大きな影響を与える状況から、安定的な財政運営を進める上では自主財源の確保を図ることが必要である。自主財源の根幹である町税の収納率は2年連続でアップしているが、滞納額は依然多額となっており、税収確保はもとより、適正公平な税負担を求めることは極めて重要であるため、これまで以上

に自主納税の促進と滞納の実態に即した適正かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を進め、自主財源の更なる確保を図ること、あわせて国民健康保険税も町税と同様に収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図ること。

以上で報告を終わります。

○議長（芳住革二君） 委員長の報告が終わりました。日程第8 認定第1号 平成26年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について、これより、質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終決いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終決いたします。お諮りいたします。認定第1号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。日程第9 認定第2号 平成26年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより、質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終決いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終決いたします。お諮りいたします。認定第2号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。日程第10 認定第3号 平成26年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより、質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終決いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終決いたします。お諮りいたします。認定第3号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。日程第11 認定第4号 平成26年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、これより、質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終決いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終決いたします。お諮りいたします。認定第4号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。日程第12 認定第5号 平成26年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これより、質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終決いたします。これより、討論を行います。討論を終決いたします。お諮りいたします。認定第5号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。日程第13 認定第6号 平成26年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、これより、質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声

あり) ないようですので、質疑を終決いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終決いたします。お諮りいたします。認定第6号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第14 認定第7号 平成26年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより、質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終決いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終決いたします。お諮りいたします。認定第7号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第15 議案第44号 新冠町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第15 議案第44号 新冠町個人情報保護条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第44号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） マイナンバーの通知が大体終わっている訳ですけども、未達の件数が相当多いことでもありますけれども、未達の件数と問い合わせの件数も窓口に来ているかと思えますけれども、それについてまず伺いたいと思います。あと資料表面の274事業と町の3事業となりますけれども、これについては当面3年間の分ということによいのか。3年以降はまた増える可能性があるだろうと思っているのですけれども、3年間の間でよいのかを伺いたいと思います。そして裏面ですけども、町のいろんな部局で連携ということでありましたけれども、町長機関の滞納に対する制限に関する条例とありますけれども、こういったことを含めて先日の決算委員会では1800件ほどの問い合わせがあるのだと、補助金の申請というふうなことだと思っておりますけれども、1800件の税情報に税を支払っているかどうか、税務課に問い合わせがあったことを聞いた訳でありますけれども、今後は税務課に問い合わせしなくても、例えば町民課にこういったことで補助を申請しに来ましたといった場合に町民課がすぐ税情報を見ることが出来て、住民に対してその場で申請をOK、ダメですよ。ということは出来るのかどうかについて伺いたいと思います。それからもう1点は、個人の例えば、堤俊昭の情報12ケタありますけれど

も、役場の職員のところに行って、町民が私の12ケタ入力してもらって、どういう情報が見えるのですかということが、町民から問い合わせがあった場合、それは見せてもらえるものかどうかについても伺いたいと思います。

○議長（芳住革二君） 佐渡町民生活課長。

○町民生活課長（佐渡健能君） まず、私の方から通知カードの未達の関係についてお答えさせていただきます。12月9日現在になりますが、役場に戻った、つまり未達の数ですが、388通になっております。新冠町におけます送付総数は2765通と聞いてございますので、約14%の通知カードが未達だったことになりますが、その後、役場の方から未達だった方々に通知をしまして、役場の方へ取りに来てございます。取りに来ていただいた方が215通でございまして、今のところは役場未達という形で残っている通数は173通となっております。報道で2割以上というような言い方されておりますが、新冠町役場におきましては、そのような数ではないということだけお伝えしたいと思います。それと窓口についての問い合わせですが、高齢者の方を中心に窓口の方へこれはどういったものかといった部分と個人番号カードを申請すべきかといった部分の相談が日々来てございます。そのような方々には、その方の事情等、今働いているのかといった事情等を確認して、必要かどうかという部分はその方々に応じて相談に答えさせていただいている状況にあります。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） まず274事業が増えるかというご質問でございましたけども、事務事業につきましては、毎年変更が行われておりまして、その都度事業内容あるいは事務内容変わってまいります。そういう意味では、国の定めている274事業が増えたり、減ったりすることは当然あるかと思えます。それと先ほど来、例えば申請に来た方が窓口でワンストップで申請手続が終わるのかというご質問でございましたが、税情報の問題につきましては2通り考え方がございまして、今議員がおっしゃられたように添付書類の省略が出来る分ではワンストップで行われる申請行為がたくさんございます。もう一つそれとは別に、町で持っています独自条例のサービスを制限する条例につきましては、従来やっております。本人の同意を得た上で税務課の方から情報をいただく事務手続。それが条例に規定しない事によってはそれが出来なくなるものでございまして、それを今回、今までやっていた事務どおりに行うための条例改正を行ったものでございますので、税情報の活用については2通りあることをご理解いただきたいと思います。それとご本人がお出でになりまして、情報開示を申し出た場合につきましては、当然ご本人でございまして、本人確認が取れば情報開示は当然、従来通り同じように行います。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第44号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数

であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第45号 新冠町行政不服審査会条例の制定について

○議長（芳住革二君） 日程第16 議案第45号 新冠町行政不服審査会条例の制定について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第45号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、竹中議員。

○1番（竹中進一君） 一番竹中です。この条例は、28年4月1日から施行されることになってございますけれども、審議会の権限に属する事項と第3条にございますけれども、その権限のことについて、具体的にこの条例の中で読み取ることが出来ません。それで、調べてみましたけれども、この審査会で審査請求人の申し立てにより、または職権で処分について執行停止をすることが出来ると私の調べではありますし、また、必要があると認めた時には審査請求人の申し立てにより、処分の意見を聴取した上、執行停止をすることが出来るとありますけれども、職権での執行停止は出来ないとなっており、この辺の取り扱いがどのようになるのか、この条例の中では読み取ることが出来ないことと、それから第5条の2で委員全員が出席しなければ会議を開くことが出来ないとなっておりますけれども、その事項に関して関係者がいた場合には除斥とかいう事も考えられると思うのですが、そういった場合には、どのように取り扱われるのかということと、もう1点この審査を出来る期間というのは、処分があった日からではなくて、処分があったことを知った日から、日の翌日から60日以内ということで、この辺が曖昧なのですけれども、その3点の取り扱いについて伺いたいと思います。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） まず、この委員会の権限の部分でご質問あったかと思うのですが、例えば行政が行いました行政事務あるいは行政処分に関して不服がある場合については、従前ですと、不服申し立てを行い、そして型式審査と言いまして、書類審査等を行い、それが正しいかどうかによって、あるいは却下するだとか、受けるだとか方法があったのですが、今回の改正につきましては、審査請求を行えることで、1ランク上の段階になっているものでございます。そういう中で、それでは審査委員会がどれだけの権限をお持ちなのかということとございましたが、あくまでも審査委員会というのは、町長の諮問機関でございまして、先ほど議員が言っておりました職権による執行停止は出来ないお話がございまして通り諮問機関としての執行停止の意見を答申することは可能でございますが、最終判断は町長が行うものでございます。それと3名の委員の中で、不服申し立ての案件に該当するような委員がいた場合、その人間はふさわしくないから除斥じゃないかというお

話でございましたが、あくまでも委員については、公正公平な立場の方を選任するという前提がございまして、そういう意味におきまして、ある一定の役職なり、ある一定の産業団体等に属するという方を選ぶのではなく、あくまでも公正公平な方を選んで選任していくという中では、3名の方の除斥理由にあたる案件が出ることは少ないかと私は思っております。それと、先ほど議員がおっしゃられた通り審査請求につきましては、処分のあった日から、受け取った日から今回は60日という日にちが変わりまして3ヶ月だったと思っておりますが、以内の間に異議の申し立てが出来るものによって変わっております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。堤議員。

○2番（堤俊昭君） この法律により、総務課が庶務を行うことはよいと思うのですが、たまたま少ないことはあるかも知れませんが、総務課の職務もいろいろあると思いますけど、新冠の場合は選挙事務があるのです。こういった場合に、こういったことで町民が不服審査の申し立てをするのか考えてみますと、選挙なんていうのも1つだろうというふうに考えてみたのですが、そういった時に総務課がこの仕事をする訳にはいかないことになる訳ですから、いわゆるその2番手、総務課がダメな場合ということは、決めておく必要があると思うのですが、その点は如何ですか。もう1点、過去には異議申し立てでしたけども、その件数はそんなにないかと思うのですが、過去にどの程度あったのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 総務課においては、選挙管理委員会事務局を預かっておりますので、異議の申し立てがある可能性は無きにしもあらずと考えています。そういう意味におきましては、規則の中におきまして、読み替え規定等を設けたいと考えてございます。それと過去におきまして、私の記憶の中では行政処分に対する異議の申し立てを受けた記憶はございません。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、武田議員。

○5番（武田修一君） 町長の諮問機関であるということですね。この第三者機関が。そうなりますと十分に機能されるのかという少しそういう疑念もあるのですが、その辺り如何でしょうか。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 委員の選任に当たりましては、職員を想定はしてございませぬ。例えば法律に詳しい弁護士ですとか、そういう方々を委任したく考えてございます。そういう意味では機能に関しては十分するものと考えてございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第45号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第46号 新冠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第17 議案第46号 新冠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第46号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、竹中議員。

○1番（竹中進一君） 一番竹中です。先ほどの不服審査会の委員に弁護士等も充てたいこととございましたけれども、これは弁護士等を委嘱して、この日額6400円は低いような感じがするのですが、その辺は大丈夫でしょうか。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 先程申し上げました弁護士等というのは、あくまでも想定の話でございまして、前段申し上げましたように、法律等に詳しい方を充てたいと私は申し上げたつもりでした。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。ないようですので、質疑を終決いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第46号について採決を行いません。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。昼食のため暫時休憩します。再開は午後1時とします。

（休憩 11時55分）

（再開 13時00分）

◎日程第18 議案第47号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第18 議案第47号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第47号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終決いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、本案に対する採決を行います。お諮りいたします。議案第47号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第48号 新冠町税条例及び新冠町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第19 議案第48号 新冠町税条例及び新冠町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第48号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終決いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、本案に対する採決を行います。お諮りいたします。議案第48号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第49号 新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例及び新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第20 議案第49号 新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例及び新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐渡 町民生活課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第49号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終決いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、本案に対する採決を行います。お諮りいたしま

す。議案第49号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第50号 財産の無償貸付について

○議長（芳住革二君） 日程第21 議案第50号 財産の無償貸付について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂東建設水道課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第50号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、長浜議員。

○10番（長浜謙太郎君） 10番長浜です。電気自動車用充電設備について2点質問をいたします。改めてその事業のスキームの詳細及び今後の利用及び普及の見込みについて確認したいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（芳住革二君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） この事業の担当窓口は、道の駅を担当しております企画課でございますので、私の方から説明させていただきます。まず1点目のスキームでございますけれども、提案のあったとおり、事業自体は設置工事費等は、民間の企業設置者が設置すると。運営等も含めてでございます。ただし、土地の貸し付け無償とさらに基本料金、電気料金の負担があると。まず予算が関係してきますので、その詳細をお知らせしますけれども、まず、当面の利用計画、事業者の方で試算しております。こちらは充電の回数1日当たり2回、平均2回と見込んでおります。月に直しますと、延べ62回でございます。この平均2回というのは、最近の設置した道の駅等における導入初年度を参考にしているということでございました。次に、充電電気量は1回当たり6kw。これを2回ということで、月間372kwになるそうです。それから基本料金ですけれども、月額7700円でございます。これを年間に直しますと掛ける12となりますので、9万2400円となります。この基本料金に対して、使った分の大体250円から300円と聞いておりますけれども、その半額が町の方に還元されるということでございます。先ほど言った1日2回平均延べ62回という計算からしますと、2907円が還元されるということでございます。差し引きしますと、月当たりの町の基本料金の負担は4793円になるということでございます。さらに、電気使用料、料金でございます。いわゆる基本料金以外の分につきましては、月当たり今申し上げた1日2回入れますと、1万2414円でございますけれども、こちらは全額還元されるということでございます。したがって、この当面の計画でいきますと町費負担は月額4793円掛ける12カ月で5万7516円となります。電気料金に係る予算措置は、基本料金の7700円掛ける12カ月の9万2400円と、電気使用料の料金月額1万2414円掛ける12カ月の1万48968円足した2万41368

円が予算ということで必要になってきます。先程言ったように、そのうちの基本料金以外の部分は全額還ってくることでございます。それから、この電気自動車の普及関係でございます。国の方が示している乗用車の新車販売に占める割合の目標値等が示されております。経済産業省で示しておりますけれども、このうち、次世代自動車の電気自動車とプラグインハイブリッド自動車。これが充電器対応でございますけれども、この台数が2014年時点では販売台数が470万台。これに対して占める割合が電気自動車等の占める割合が2%程度で9.4万台でございます。これは現状と抑えていただければと思いますけれども9.4万台。これを2020年には目標として、15%から20%でございます。上の方の20%で抑えますと9.4万台。現状の10倍となります。さらに2030年には20%から30%の普及ということで、30%で見ますと141万台と。こういうふうに普及すべく取り組んでいく事だそうでございます。これらに向けて国の方はクリーンエネルギー自動車等の導入促進補助金を用意しまして、平成26年度は補正予算として100億円、27年度は200億円の補助金を用意し、この車の普及に努めていることでございます。それから民間事業者が設置するメリットにつきましては、設置後に運営コストがかかることでございます。示されているのは、年間当たり50万円から100万円程度メンテナンス費等々でかかるということでございます。こちらは設置者が負担いたしますので、町の方には全くかからないと。したがって、この事業を採択してもらって、設置することが後々町が設置するとなった場合よりは色々な意味で経費節減になると考えてございます。それから、この設置台数充電器の目標でございますけれども、政府目標でございますけれども、2012年を基準に数値なっていますが、2012年は普通の充電器が設置台数が4万基。これを2020年には200万基にするという政府目標。それから、急速充電器、今回設置しようと考えているものでございますけれども、こちらが1500基を2020年に5000基に増やすというような政府目標という事になってございます。それから、道の駅等の設置状況でございますけれども、今年の今回の補正予算で全体の1059の道の駅のうちの160箇所を整備すると聞いておりますが、既に道の駅ではほかにも導入されておまして、8月時点でございますけれども、業界新聞によりますと、全国400駅に急速充電器または普通充電器が設けられているというような状況だそうでございます。北海道では若干普及が遅れていることでございますけれども、そういった1059のうちに8月で400基整備されていることでございます。それとほかの道の駅の話をお聞きしますと、この急速充電器の場合は30分ほど時間がかかるのですが、その間に道の駅では食事をしてもらったり、それから買い物等に結び付くことで、多くの道の駅では1回当たり250円から300円というのを無料にしてそういった広告宣伝をやっていることも、取り組まれているようです。当町はそういったことはしませんけれども、こういうような普及状況と政府の目標があるということでございます。それとフランスの方で行われている国連気象変動枠組条約第21回締約国会議。この中でもですね、地球温暖化の関係であり、パリ協定が結ばれたと承知しておりますけれども、更に高い水準での温度管理と言いますか、目標が設定される

ということでございますから、そういった意味合いからも、日本の政府としてもこういったクリーンエネルギー等々の普及に努めるものと考えておりますので、当町としても若干場合によっては電気料金の持ち出しはありますけども、これは普及と共にですね、予定どおり国が進めれば、負担なしにいくのかなと考えてございます。そういう地球温暖化への貢献も含めまして、こういった提案をさせてもらっていることでございます。よろしくお願ひします。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第50号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。再開は1時55分とします。

（休憩 13時43分）

（再開 13時55分）

◎日程第22 議案第51号 平成27年度新冠町一般会計 補正予算

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第22 議案第51号 平成27年度新冠町一般会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第23 議案第52号 平成27年度新冠町簡易水道事業特別会計 補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第23 議案第52号 平成27年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂東建設水道課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第24 議案第53号 平成27年度新冠町下水道事業特別会計 補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第24 議案第53号 平成27年度新冠町下水道事業特別

会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂東建設水道課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第25 議案第54号 平成27年度新冠町国民健康保険特別会計 事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第25 議案第54号 平成27年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。堤保健福祉課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第26 議案第55号 平成27年度新冠町後期高齢者医療 特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第26 議案第55号 平成27年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。堤保健福祉課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第27 議案第56号 平成27年度新冠町介護サービス特別会計 事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第27 議案第56号 平成27年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山下特別養護老人ホーム所長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第28 議案第57号 平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業 特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第28 議案第57号 平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本診療所事務長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（15時 5分散会）